

村上市公共施設等総合管理計画

(案)

平成 28 年 月

目 次

第1章 計画概要

1 はじめに	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の対象施設	2

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の現況と課題	3
2 総人口や年代別人口についての今後の見通し	8
3 財政状況の現状と課題	10
4 公共施設等の維持管理及び更新に係る中長期的な経費の見込み	11

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1 点検・診断等の実施方針	13
2 維持管理・修繕・更新等の実施方針	13
3 安全確保の実施方針	13
4 長寿命化の実施方針	13
5 統合や廃止の推進方針	13

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 市民文化系・社会教育施設	14
2 スポーツ、レクリエーション施設・公園	14
3 学校教育施設	14
4 福祉関係施設	15
5 行政施設	15
6 公営住宅	15
7 上水道施設	15
8 下水処理施設	16
9 道路・橋りょう	17
10 その他の施設	17
11 普通財産	17

第5章 推進体制

1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制整備	18
2 情報管理・共有方策	18
3 フォローアップの実施方針	18

<付録>

公共施設等更新費用試算ソフト前提条件	19
--------------------	----

第1章 計画概要

1 はじめに

本市では、市民の生活環境の向上と多様な行政需要に対応するため、公共施設^(注1)やインフラ施設^(注2)の整備を進めてきました。

一方、少子高齢化や人口減少に加え、財政規模の脆弱化が進行しつつある中、整備を進めてきた公共施設等^(注3)の老朽化が進み、建替えや布設替えなどの更新時期を一斉に迎えており、財政を圧迫することが懸念されます。

このため、公共施設等の維持及び更新に係る経費の縮減と平準化を図り、市民の財産である公共施設等の適正な維持管理を行う必要があります。

これまで公共施設等については、総合計画に基づき個別計画を策定し維持・管理に努めてきた経緯があるため、このたび策定する「公共施設等総合管理計画」は、公共施設等の管理に関わる個別計画の上位計画として、市が所有する全ての公共施設等の現状を把握するとともに、維持及び更新について基本的な方針を定めるものです。

なお、施設類型ごとの方針については、従来どおり個別計画により維持・管理を進めるものであります。

(注1) 公共施設：庁舎や学校、体育館等のいわゆるハコモノを指します。本計画における公共施設は、延床面積 50 m²以上の公共施設を対象とします。

(注2) インフラ施設：インフラストラクチャー (Infrastructure) の略で、本計画におけるインフラ施設は、道路 (市道・農道・林道) や橋りょう、水道管、下水道管を対象とします。

(注3) 公共施設等：公共施設、公用施設その他の市が所有する建築物その他の工作物をいいます。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設、プラント系施設等も含む包括的な概念です。(総務省、平成 26 年 4 月 22 日「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」より)

2 計画の位置づけ

平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」の中で「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」とされ、これを受け、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議を立ち上げ、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

これらの状況を踏まえ、地方自治体に対して、平成 26 年 4 月、総務省から公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の速やかな策定について要請がありました。

本計画は、この要請に基づく計画であり、インフラ長寿命化基本計画で示された、地方自治体が策定すべき行動計画に位置づけるものです。

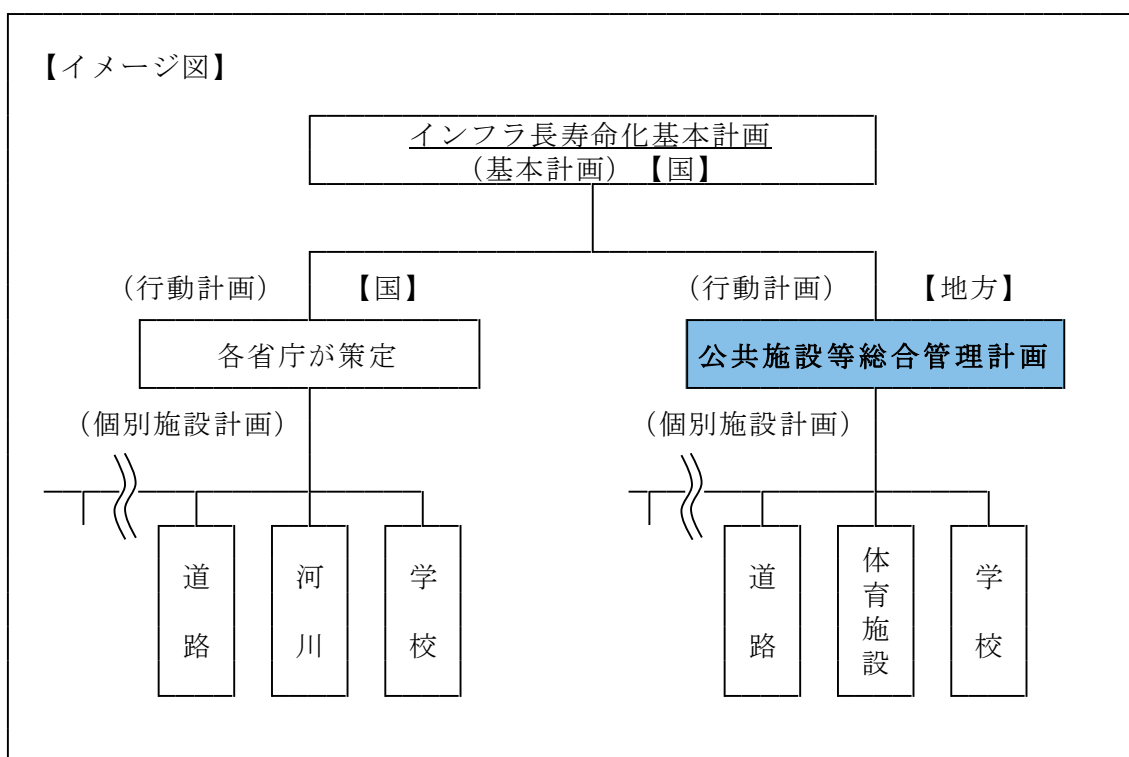


図 1.1 計画体系イメージ図

3 計画期間

公共施設等の適正管理を進めるには中長期的な視点が必要であるが、既に策定済みの個別計画を尊重し、約 30 年後には公共施設等の更新費用が膨らむことが予想されているため (P12 図 2.11 参照)、本計画は平成 28 年度から平成 57 年度までの 30 年間とし、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象施設

本計画の対象となる公共施設等は、50 m²以上の公共施設とインフラ施設を対象とし、総務省のホームページで公開している、「公共施設等更新費用試算ソフト」により将来的な費用を試算しています。

なお、費用を試算する上での「公共施設等更新費用試算ソフト」の前提条件は、P19 のとおりです。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の現況と課題

(1) 公共施設の現況

① 公共施設の類型別状況

本市が所有する公共施設の総面積は394,808㎡であり、施設類型別にみると、学校教育系施設が最も多く159,481㎡（約40.4%）、次いでスポーツ・レクリエーション施設が62,968㎡（15.9%）を占めています。

公共施設建築物

施設類型	施設数	棟数	延床面積（㎡）
市民文化系施設	30	42	22,343
社会教育系施設	11	20	10,481
スポーツ・レクリエーション施設	46	111	62,968
産業系施設	9	25	6,074
学校教育系施設	32	375	159,481
子育て支援施設	28	41	21,226
保健・福祉施設	21	45	15,602
医療施設	2	3	670
行政系施設	34	57	29,825
公営住宅	6	36	13,276
公園	7	13	1,669
供給処理施設	19	31	26,802
その他	42	89	24,391
計	287	888	394,808

表 2.1 公共施設の保有状況

(2) インフラ施設の分野別状況

① 道路の状況

道路の状況は、市道（一般道路）1,505km、市道（自転車歩行者道）88km、農道72km、林道322km、合計1,987kmを有しています。

道路は市民の生活や経済活動を支える重要なインフラ施設です。安全・安心な施設であることは勿論ですが、日本海沿岸東北自動車道の延伸によるアクセス道路の整備など、利便性向上のため整備を進めています。

分野	区分	保有量	
		項目	保有量
道路	市道（一般道）	実延長	1,504,639 m
		道路面積	7,059,535 m ²
		橋りょう数	809 本
		橋りょう実延長	9,016 m
		橋りょう面積	53,787 m ²
	市道（自転車歩行者道）	実延長	88,117 m
		道路面積	256,159 m ²
		橋りょう数	8 本
	農道	実延長	72,058 m
		道路面積	576,464 m ²
		橋りょう数	8 本
		橋りょう実延長	278 m
	林道	橋りょう面積	1,520 m ²
		実延長	322,020 m
		道路面積	1,169,490 m ²
橋りょう数		133 本	
橋りょう実延長		1,286 m	
水道施設	上水道	橋りょう面積	4,834 m ²
		導水管	6,653 m
		送水管	23,249 m
	簡易水道	配水管	512,319 m
		導水管	22,010 m
		送水管	25,652 m
下水道施設	公共下水	配水管	164,287 m
		C R管	20,475 m
		塩ビ管	392,077 m
	集落排水	その他	41,819 m
		C R管	1,107 m
		塩ビ管	165,769 m
		その他	2,713 m

表 2.2 インフラ施設の保有状況

インフラ関係建築物

施設類型	施設数	棟数	延床面積 (m ²)
上水道施設	15	22	3,321
下水道施設	29	45	24,515
計	44	67	27,836

表 2.3 インフラ関係建築物

② 橋りょうの状況

橋りょうの年度別の整備面積は、2000年度（平成12年度）に集中し以後減少傾向にあります。一般的な耐用年数とされる60年を順次迎えることから、今後維持費の増加が予想され、計画的に維持管理に努める必要があります。

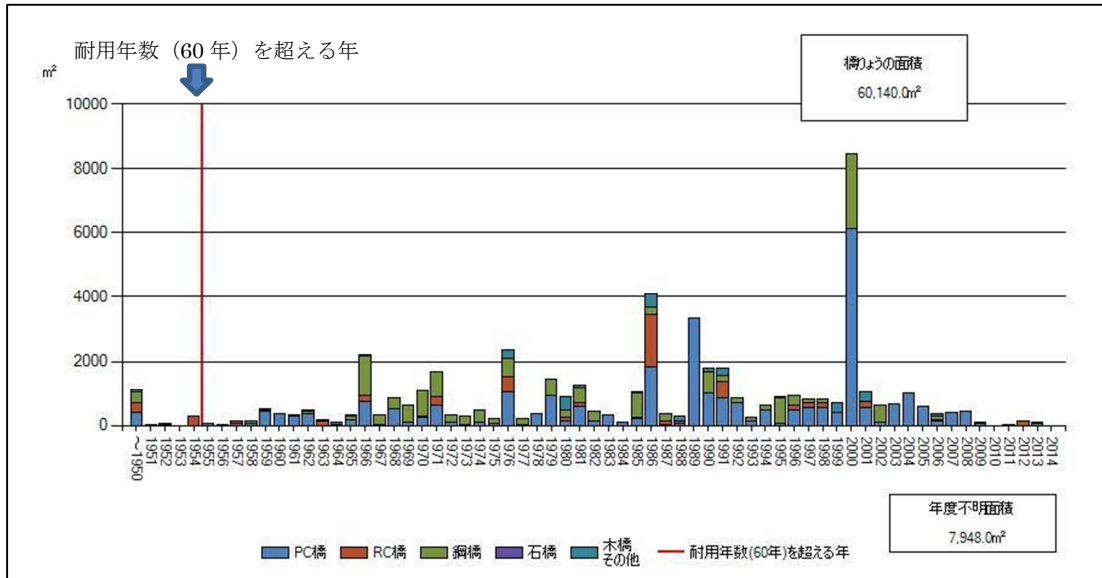


図 2.1 橋りょうの整備年度別面積

③ 下水道の状況

下水道の年度別の整備延長は、1993年度（平成5年度）から急激に整備が進み2001年度（平成13年度）をピークに減少しています。一般的な耐用年数である50年を近々に迎える施設はありませんが、整備年度が集中しているため、将来的に更新時期も集中することが予想されます。

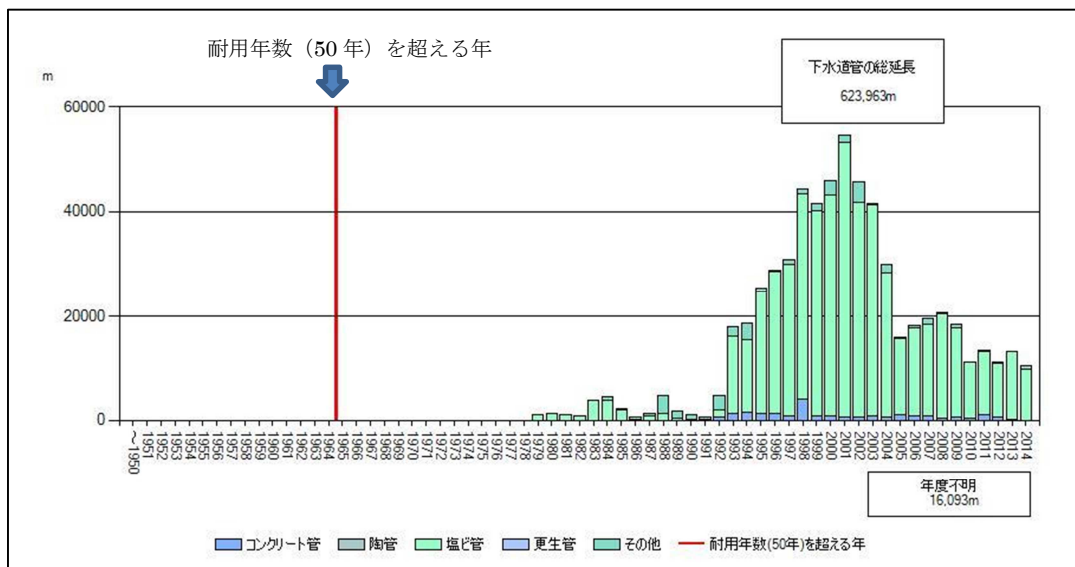


図 2.2 下水道の年度別整備延長

④ 上水道の状況

水道管の整備は1994年度（平成6年度）から急速に整備が進み2002年度（平成14年度）をピークに減少しています。

今後、一般的な耐用年数である40年を迎えるものや、既に超えているものもあり更新経費の増加が予想されます。

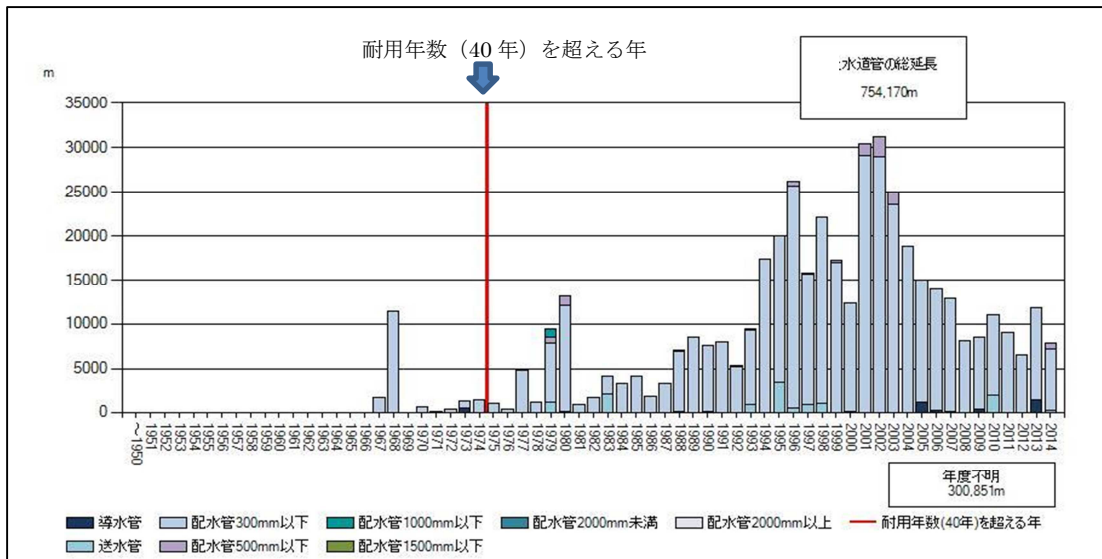


図 2.3 上水道の年度別整備延長

⑤ インフラ関係建築物の状況

上下水道の施設においては、床面積でみると下水道施設が大半を占めます。下水道の整備が集中した1985年度（昭和60年度）と2000年度（平成12年度）前後に集中しています。一般的な耐用年数である60年を近々に迎える施設はありませんが、約30年後から大規模な更新が必要となります。

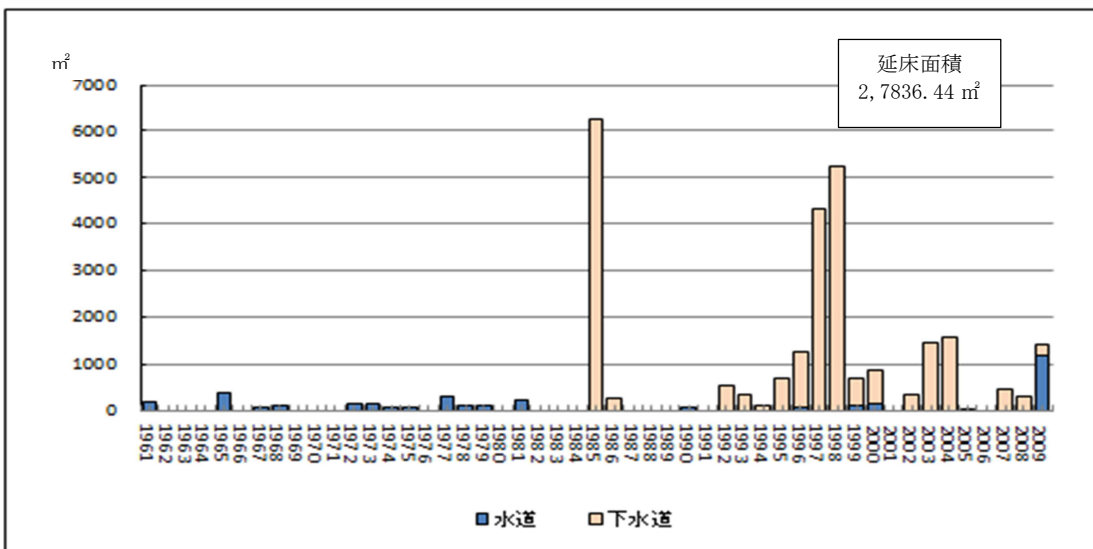


図 2.4 上下水道施設の年度別整備床面積

(3) 公共施設等の課題

合併前の旧市町村で整備した公共施設が多数あり、昭和40年代に建築したものは築年数40年を迎え老朽化が進んでいます。

また、合併前に整備した上水道や下水道施設は、整備時期が集中しているため、耐用年数により更新することになると同時期に更新を行うことになり、一時的に市の財政を圧迫することが懸念されます。

今後の財政状況にもよりますが、公共施設等の適正な維持管理のみならず、全体的な行政サービスの低下を招かぬよう、行政運営を進める必要があります。

このような状況の中、類似施設の集約、低利用施設や老朽施設の廃止・除却などを推進するとともに更新時期前に長寿命化対策を講じるなど、費用の抑制と平準化が必要であり、中長期にわたり計画的に適正な維持管理、施設配置を進める必要があります。

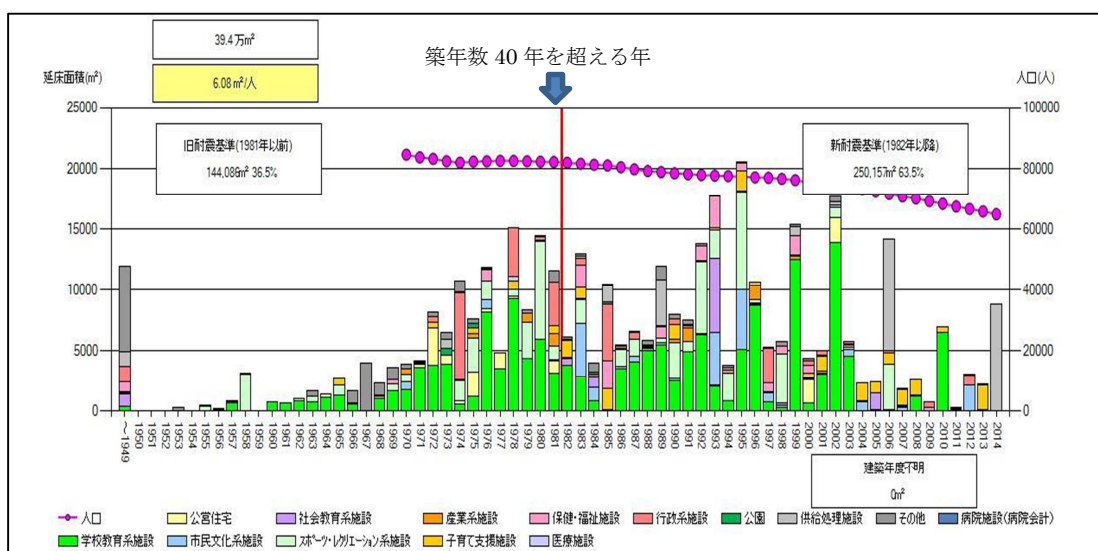


図 2.5 公共施設の建築年度別床面積

2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

(1) 人口の推移

本市の人口は、1955年（昭和30年）の94,284人をピークに減少し続けており、2040年（平成52年）には41,073人となり、2010年（平成22年）の66,427人から38.2%減少すると見込まれています。

生産年齢人口、年少人口がともに減少を続けています。老年人口は増加していますが、2020年（平成32年）をピークに減少に転じると推計され、全世代で減少傾向になることから、人口減少のスピードが加速するものと見込まれます。

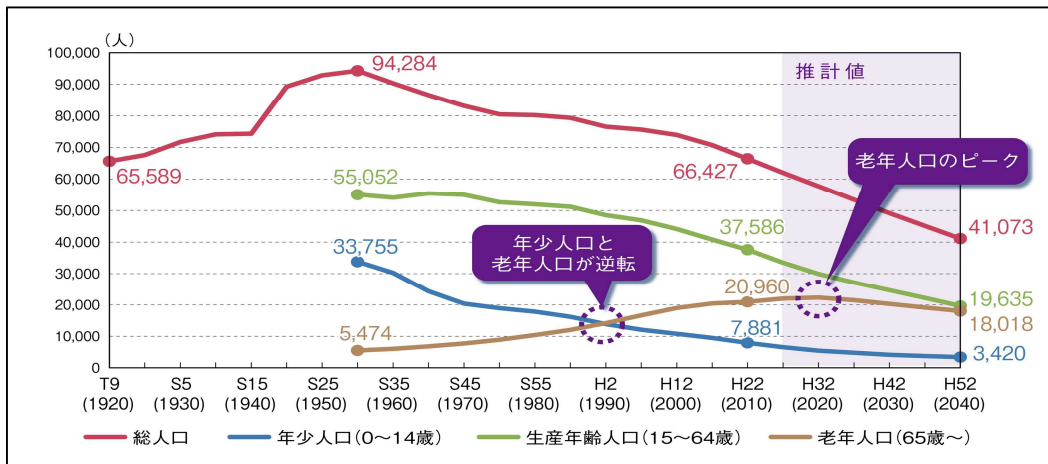


図 2.6 総人口・年齢3区分別人口の推移（出典：村上市人口ビジョン）

(2) 世帯数及び児童生徒数の推移

児童生徒数は1970年（昭和45年）の12,539人から減少し続け2014年（平成26年）には4,529人となり1970年から63.9%減少しており、急速な少子化傾向にあります。

一方で、世帯数は徐々に増加傾向にあり、核家族化が進行しています。

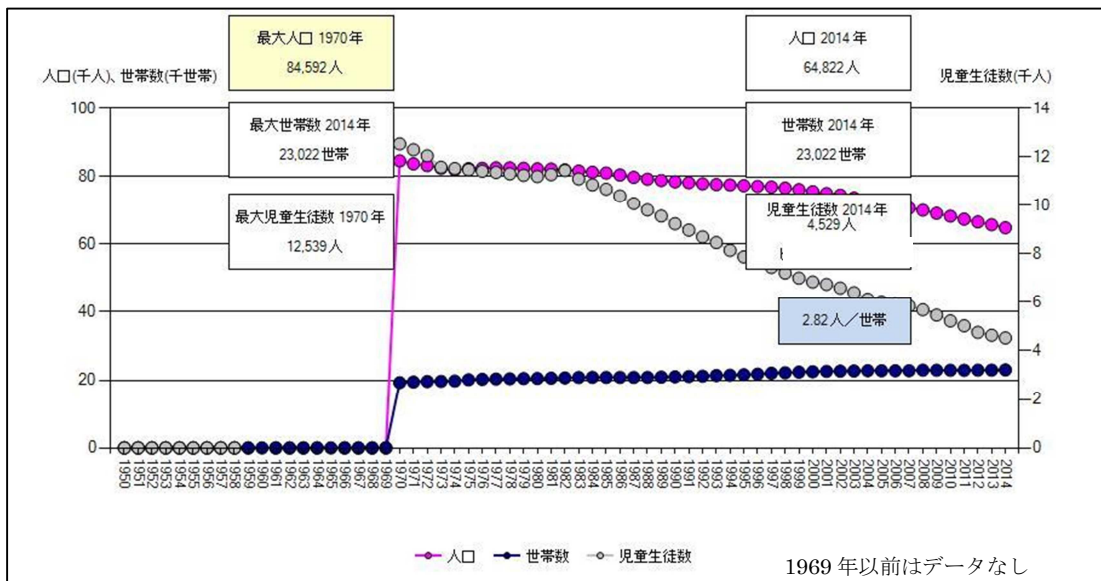


図 2.7 人口、世帯数及び児童生徒数の推移

(3) 人口減少・少子高齢化への課題

公共施設等の整備時の状況から、人口減や年代別構成の変化、社会状況の変化により公共施設等への市民ニーズも大きく変化しています。

例えば、少子化が進行する反面、子育てに対するニーズは拡大し施設の充実が求められているように、市民のニーズや将来的な利用者の推計を見極め、限られた予算で、適正な公共施設の配置・管理・運営が求められます。

3 財政状況の現状と課題

(1) 歳入決算額の推移(普通会計決算)

歳入総額は、約 320 億円から 360 億円の水準で推移しており、2014 年度（平成 26 年度）では、財源の約 39%を地方交付税が占め、大きく依存しています。

しかしながら、合併算定替えによる普通交付税の特例措置が、2016 年度（平成 28 年度）以降縮減され、2020 年度（平成 32 年度）で終了することから、厳しい財政運営の中での公共施設等の維持管理が求められます。

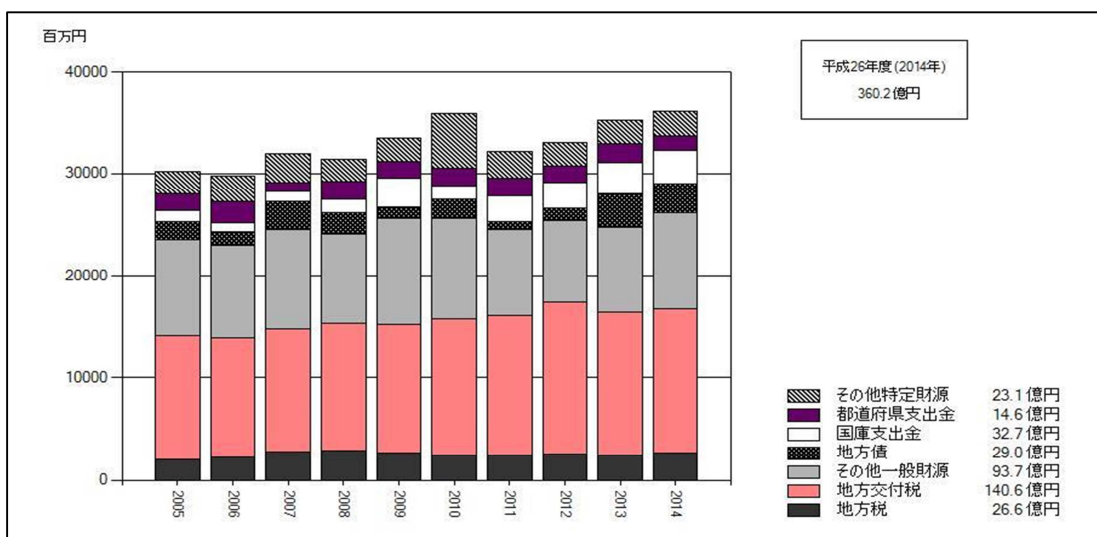


図 2.7 歳入決算額の推移

(2) 歳出決算額の推移(普通会計決算)

合併市町村基本計画と行政改革大綱に基づく職員定員適正化により、毎年度の退職者の 3 割補充を実施し着実に人件費の抑制を行うことができ、その結果、扶助費の増加はあるものの、投資的経費の増加につながり、平成 26 年度（2014 年度）においては、投資的経費が約 70 億円で全体の 20%を占め、次いで人件費 16.1%、繰出金 14.6%になっています。今後においては、多様化・複雑化する行政運営の中であって、経費の割合が変化する可能性があり、より柔軟な財政運営が必要になります。

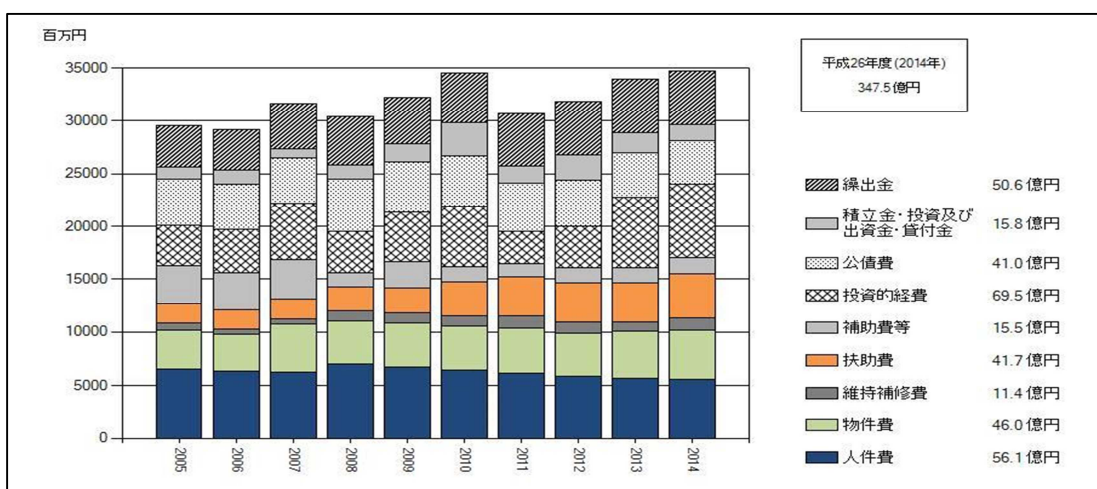


図 2.8 歳出決算額の推移

4 公共施設等の維持管理及び更新に係る中長期的な経費の見込み

(1) 公共施設の将来費用の推計

既存の公共施設をこのまま保有し続けると仮定すると、大規模改修、建替え費用は40年間で1,637億円と試算されます。過去5年間の新規整備分を含む公共施設投資的経費の平均額は44億円であり、この先10年程度は平均額を上回る更新費用が必要となり、新規整備を行うとなると更なる財政負担が発生します。

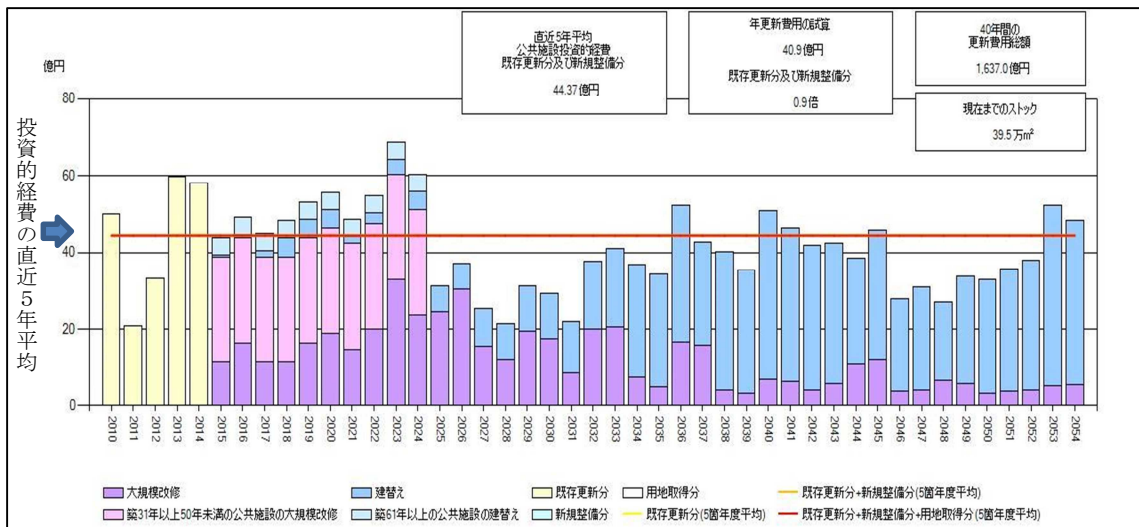


図 2.9 公共施設の更新費用の推計

(2) インフラ資産の将来費用の推計

既存のインフラ資産をこのまま保有し続けると仮定すると、更新費用は40年間で1,936億円と試算され、平均すると1年間当たり48億円が必要となりますが、15年程度は過去5年間の新規整備分を含む費用の平均額前後で推移します。

しかし、上下水道施設の更新時期が集中する25年後には約2倍程度に膨らむことが予想されます。

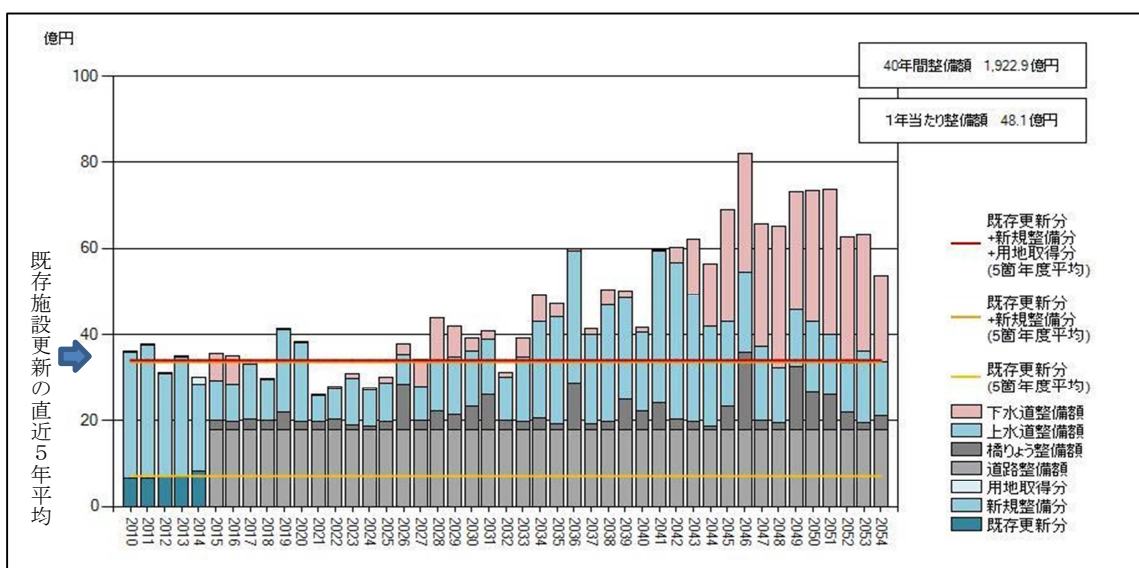


図 2.10 インフラ資産の更新費用の推計

(3) 公共施設、インフラ資産の全体的な将来費用の推計

公共施設とインフラ資産を合わせた全体の将来費用を推計すると、今後 20 年間の更新費用は、過去 5 年の投資的経費の平均額の約 80 億円前後で推移しますが、30 年後にはインフラ資産の更新時期を迎えるため、100 億円程度になると推計されます。

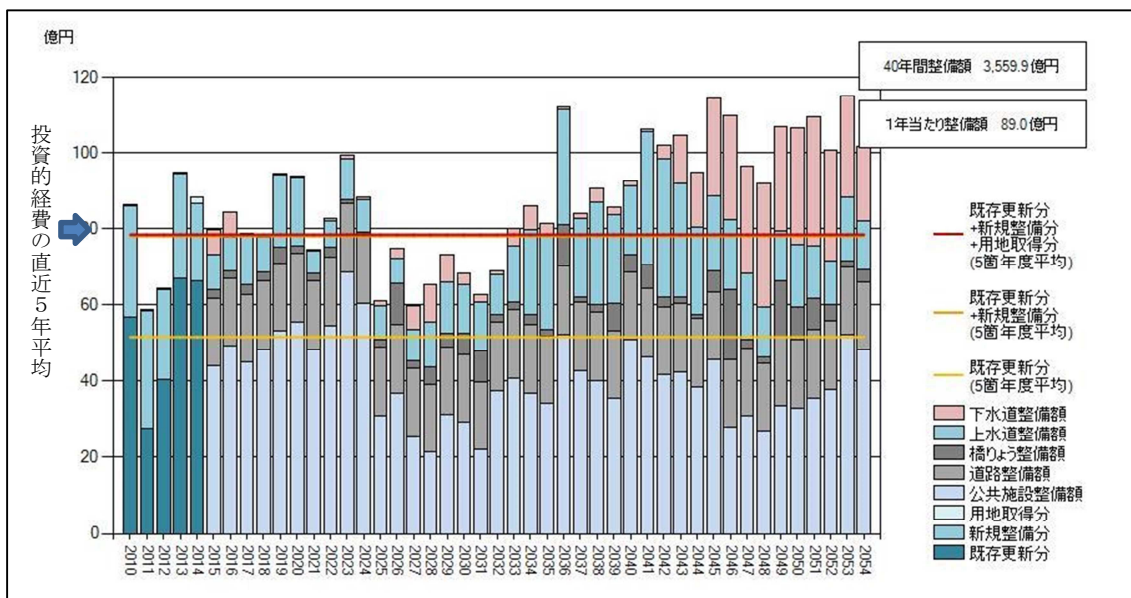


図 2.11 公共施設・インフラ資産の全体更新費用の推計

3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1 点検・診断等の実施方針

法定点検のほか、施設の利用状況や必要性の高いものから優先して、予防保全型の維持管理に努めるとともに、点検履歴を集積・蓄積することで計画見直しに反映し老朽化対策等に活用します。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

今後、公共施設等の更新時期が集中し財源の確保が困難になることが予想されることから、公共施設等の適正な配置を検討し、施設類型ごとの総量や老朽施設の更新・修繕の可否を検証し、トータルコストの平準化を図り計画的な維持・修繕を行います。

3 安全確保の実施方針

公共施設のサービス提供にあっては、安心・安全は不可欠です。法定点検による不備あった場合や耐震化が必要と判断された場合には、安全性を確保するとともに、災害時の拠点や避難所として指定されている施設については、優先的に耐震化に努めます。

4 長寿命化の実施方針

各課における施設類型ごとの個別計画を基本とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

施設の利用頻度や耐用年数などを考慮の上、長寿命化の推進を基本とします。

5 統合や廃止の推進方針

関連施設、同様施設について合併前の旧市町村域を越えた見直しを行い、利用頻度や施設までの距離、施設の耐用年数等により適正な配置を検討します。

前述の検討の結果、統合や転用を進めるとともに、老朽化により長寿命化や有効活用が見込まれない場合は除却を基本とし、安全性の確保と環境に配慮します。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 市民文化系・社会教育施設

市民のニーズを把握しながら、利便性を確保するため、空調設備、外壁等の大規模改修を実施し適切な維持管理に努めます。

歴史的建造物については、貴重な文化財保護のため適正な維持管理を進めます。

なお、利用頻度の低い施設や老朽化が進み修繕が難しい施設については、廃止・除却を検討するとともに、需要と供給のバランスに配慮した施設配置に努めます。

また、集落集会施設については、引き続き集落への移譲を進めます。

2 スポーツ、レクリエーション施設・公園

多くの施設があり、複数の類似施設が見られることや施設により利用頻度にばらつきがあります。安全性を確保し快適に利用ができるよう維持管理に努め、新設・大規模改修については、必要性を見極めながら進めます。

スポーツ施設については、「村上市スポーツ施設整備計画」を基本とし、緊急度の高い施設から優先的に修繕を行い、屋内・屋外スポーツ施設の改修・整備を行います。利用頻度の低い施設や老朽化が進み修繕が難しい施設については、廃止・除却を検討します。

同じ種類の体育施設のうち、比較的新しく設備が充実している施設を中心に集約することとし、市内人口の多い村上地区にあっては、利用者のニーズが高く、施設数も不足傾向にある一方で、周辺地域では利用頻度が低いところも見受けられることから、需要と供給のバランスに配慮した施設配置に努めます。

体育館の耐震補強については、耐震診断の結果を踏まえ、長寿命化の改修とあわせて順次実施し、新設要望のある施設については、市民のニーズ把握に努め、財政状況を見極めながら検討します。

【関連計画等】

- 村上市スポーツ施設整備計画

3 学校教育施設

合併前の旧市町村単位で整備を進めてきましたが、少子化による児童・生徒の減少により、学校が小規模化するなど教育環境が大きく変化しています。

児童・生徒数は、今後も引き続き減少することが見込まれていることから、ある一定規模以上の学校にするため統合を進めるとともに、使用されなくなった校舎等については、地域住民と協議しながら活用方法について検討します。

耐震化につきましては、平成27年度にすべての施設で実施済みであります。昭和40年代後半から昭和50年代前半に建設された施設が多く老朽化が問題となっており、児童生徒の安全性確保は勿論、地域住民の避難場所としての機能も果たせるよう防災機能強化及び改修を計画的に進めます。

【関連計画等】

- 村上市公立学校など施設整備計画
- 村上市小・中学校望ましい教育環境整備計画方針

4 福祉関係施設

全体的に施設の老朽化が進行しており、利用者の安全性と快適性を確保するため、必要な施設修繕を行います。

休止施設については、地域住民と協議しながら活用方法を検討するとともに、老朽化により修繕が困難な施設については、除却を検討します。

子育て支援施設については、少子化による子ども数が減少する中、3歳未満児保育や特別保育、学童保育などの需要が高まり、保育環境の整備が求められております。施設の老朽化などを考慮しながら、施設整備を計画的に進める必要があります。

【関連計画等】

- 高齢者保健福祉計画
- 介護保険事業計画
- 村上市保育園等施設整備計画

5 行政施設

本庁及び各支所庁舎、消防庁舎については、各地区の拠点施設として十分機能が果たせるよう、定期点検により、劣化が進む前に計画的な維持修繕に努めます。

耐震化については、本庁舎については免震の補修工事が平成27年度に完了しており、今後は定期点検の結果を踏まえて対応します。各支所庁舎、消防庁舎については、耐震基準を満たしています。

また、本庁車庫棟については老朽化が激しいため、改築に向け準備を進めます。

6 公営住宅

公営住宅の大半は昭和30年代後半から50年代に建築されたものであり、一部で耐用年数を経過しているものもみられ老朽化が目立ちます。

一方で、公営住宅に対する需要は村上地区を中心に高まってきており、長寿命化や建替えの検討を行い入居者に良好な住環境を提供するため適正な維持管理を行い、耐震改修や大規模改修を行いながら長寿命化に努めます。

また、坂町住宅・前坪住宅については、老朽化が激しく施設の建替えは行わないため、既に新規入居者の募集を停止しており、空家になった場合には順次取り壊しを行います。

【関連計画等】

- 村上市公営住宅等長寿命化計画

7 上水道施設

将来にわたり安定供給を確保するため、老朽化施設や老朽管の更新、改良工事を計画的に進めるとともに、南大平・指合地区簡易水道をはじめ、簡易水道と上水道の統合を進め、安定供給と事業の効率化に努めます。

また、配水池施設の耐震化率は52.4%、管路は28.4%であり災害時の給水拠点となるよう改良の際に耐震化を考慮します。

将来的な更新費用の推計をみると、2034年（平成46年）頃から更新時期が集中しており、計画的な維持管理に努めます。

【関連計画等】

- 村上市水道ビジョン

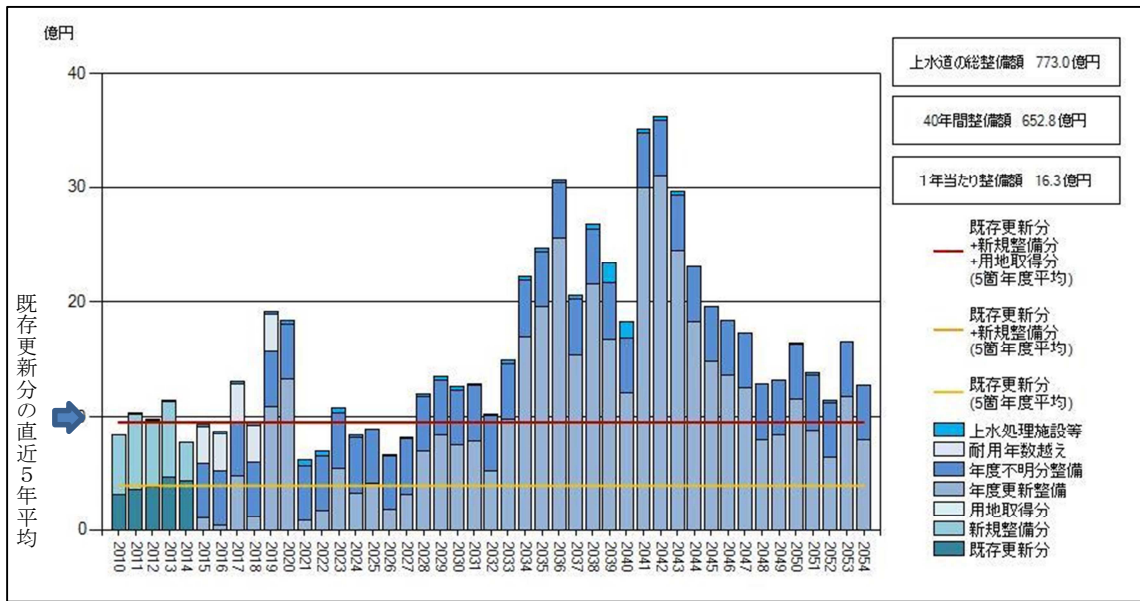


図 4.1 水道管径別年度別延長による将来の更新費用推計

8 下水処理施設

本市の下水道は、1980年代から供用が開始されており、施設が全体的に新しく、ほとんど更新はありません。しかし、各地区で同時期に整備が進められたため、2045年頃から更新も集中し財政負担が大きくなると思われます。

今後は、未普及地域の解消を進めるとともに、既設処理施設の老朽化に対応するため、計画的な維持管理により施設の長寿命化や機能強化、管理コストの平準化に努めます。

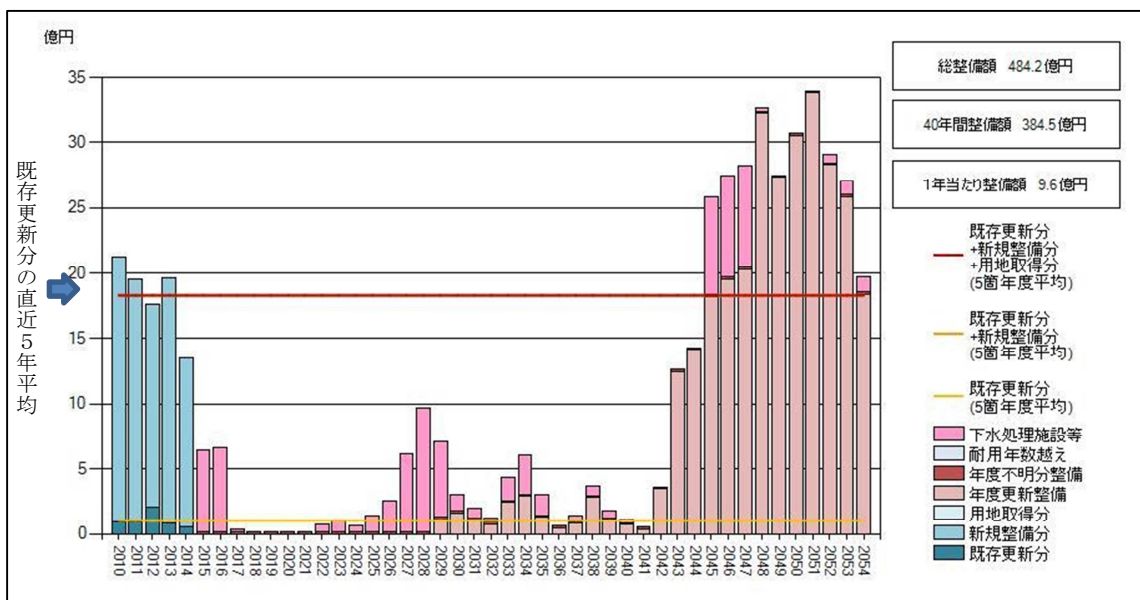


図 4.2 下水道管径別年度別延長による将来の更新費用推計

9 道路・橋りょう

道路、橋りょうについては、市民の生活に直結するため非常に重要であり、利便性や安全性の確保が重要です。

市道については、路面状況を見極めながら安全を確保するため、適切な維持補修に努めるとともに、道路ストック点検を実施し、計画的に長寿命化を図ります。

また、利便性向上のため国道・県道などへのアクセス性の向上や安全性に配慮した幹線市道、連絡道路の整備を推進します。

橋りょうの将来費用の推計額は、年度ごとにばらつきがあるため、点検を実施し安全性を確保しながら「橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて計画的に予防保全的な修繕を行います。

農道・林道については、農林業の生産基盤として一層の整備充実を図ります。

【関連計画等】

- 村上市道路整備計画
- 橋梁長寿命化修繕計画
- 村上市排水路整備計画
- 林道施設に係る個別施設計画

10 その他の施設

産業系施設、供給処理施設については、利用頻度をみながら、安全性を確保するとともに、必要に応じて長寿命化や大規模修繕を行います。また、財政状況を見極めながら利便性の向上に努めます。

また、廃炉となったごみ処理場については、財政状況を踏まえた上で取り壊します。

11 普通財産

現在活用されていない遊休施設については、民間への貸出、売却も含め、市民・議会等と情報を共有しながら活用方法を検討するとともに、老朽化のため活用が困難な施設については除却を進めます。

第5章 推進体制

1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制整備

各公共施設、インフラの所管課により実施計画等を策定していることから、それらの計画を推進することを基本とし、計画ごとの調整が必要な場合には、村上市行財政改革推進本部において情報を共有し総合的かつ計画的に管理を行うものとし、全庁的に取り組みを行います。

また、公共施設やインフラの現状と課題について職員一人ひとりが理解し、適正な公共施設の配置・運営に努めます。

2 情報管理・共有方策

公共施設の全庁的な取り組みとして、行財政改革に係る重要事項とし村上市行財政改革推進本部において情報を共有し総合的かつ計画的に管理を行うものとします。

また、固定資産台帳・新公会計システムを活用し一層の情報共有化を図ります。

3 フォローアップの実施方針

本計画の実施にあたっては、村上市行財政改革推進本部において進捗管理を行うとともに、必要に応じて行政改革推進委員会の意見を聴いたり、市議会への説明やホームページ、市報への掲載など市民への周知に努めます。

また、財政状況・社会情勢・市民ニーズの変化などにより、計画の見直しが必要な場合には随時見直すこととします。

公共施設等更新費用試算ソフト前提条件

公共施設等の現状は、建物（50㎡未満のものを除く）については平成28年1月末、インフラ施設については平成27年3月末のデータを基に総務省のホームページにおいて公開している、公共施設等更新費用試算ソフトにより、以下の前提条件のもと将来的な更新費用を推計しています。

施設類型	大規模改修	建替え	更新年数
市民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡	大規模改修 30年
社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡	
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡	
産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡	
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡	
子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡	
保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡	
医療施設	25万円/㎡	40万円/㎡	
行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡	
市営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡	
公園	17万円/㎡	33万円/㎡	
供給処理施設	20万円/㎡	36万円/㎡	
その他	20万円/㎡	36万円/㎡	

インフラ区分		更新単価	更新年数		
道路		4,700円/㎡	20年		
農道・林道		1,000円/㎡	20年		
自転車歩行車道		2,700円/㎡	20年		
橋りょう		448千円/㎡	60年		
水道管（導水管）	300mm未満	100千円/m	40年		
	300～500mm未満	114千円/m			
	500～1000mm未満	161千円/m			
	1000～1500mm未満	345千円/m			
	1500～2000mm未満	742千円/m			
	2000mm以上	923千円/m			
	〃（送水管）	300mm未満		100千円/m	
		300～500mm未満		114千円/m	
		500～1000mm未満		161千円/m	
		1000～1500mm未満		345千円/m	
		1500～2000mm未満		742千円/m	
		2000mm以上		923千円/m	
		〃（配水管）		150mm以下	97千円/m
				200mm以下	100千円/m
	250mm以下			103千円/m	
	300mm以下			106千円/m	
	350mm以下			111千円/m	
	400mm以下			116千円/m	
	450mm以下			121千円/m	
	500mm以下			128千円/m	
600mm以下	142千円/m				
700mm以下	158千円/m				
800mm以下	178千円/m				
900mm以下	199千円/m				
下水道管	1000mm以下	224千円/m			
	1100mm以下	250千円/m			
	1200mm以下	279千円/m			
	1350mm以下	628千円/m			
	1500mm以下	678千円/m			
	1650mm以下	738千円/m			
	1800mm以下	810千円/m			
	1801mm以上	923千円/m			
	—	124千円/m	50年		